

議案第 39 号

山都町短期滞在施設条例の一部改正について

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

矢部地区の建物 1 棟について、本町への移住希望者等が使用する短期滞在施設に追加するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例

山都町短期滞在施設条例（平成25年山都町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

矢部地区

名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額15,200

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町短期滞在施設条例(平成25年山都町条例第16号) 新旧対照表

現行					改正案				
別表(第2条、第9条関係)					別表(第2条、第9条関係)				
蘇陽地区					蘇陽地区				
名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	滝上526	82.5	木造平屋建	月額16,400	1号棟	滝上526	82.5	木造平屋建	月額16,400
3号棟A	〃	69	木造平屋建(3号棟Bの棟続き)	月額13,000	3号棟A	〃	69	木造平屋建(3号棟Bの棟続き)	月額13,000
3号棟B	〃	69	木造平屋建(3号棟Aの棟続き)	月額13,000	3号棟B	〃	69	木造平屋建(3号棟Aの棟続き)	月額13,000
5号棟	〃	75	木造二階建	月額14,400	5号棟	〃	75	木造二階建	月額14,400
6号棟A	〃	75	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額14,400	6号棟A	〃	75	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額14,400
6号棟B	〃	75	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額14,400	6号棟B	〃	75	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額14,400
清和地区					清和地区				
名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	米生1090番地12	46.37	木造平屋建	月額22,100	1号棟	米生1090番地12	46.37	木造平屋建	月額22,100
矢部地区					矢部地区				
名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積(m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額15,200	1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額15,200